

(様式第4号) 上田市国民健康保険運営協議会 会議概要

1	審議会名	上田市国民健康保険運営協議会
2	日時	平成25年12月19日 午後1時30分から午後3時まで
3	会場	上田市役所南庁舎5階 第3・4会議室
4	出席者	広瀬正孝会長、越田明子副会長、井出ちよみ委員、 甲田英俊委員、松尾廣久委員、小林啓男委員、上原明委員、 北村康史委員、伊藤太郎委員、林辰幸委員、宮尾秀子委員 金井久江委員、荻原朝子委員
5	市側出席者	清水健康福祉部長、木藤国保年金課長、細川収納管理課長、 丸子地域自治センター清水市民生活課長、真田地域自治センター西澤市民生活課長、武 石地域自治センター鞆山市民生活課長、田村国民健康保険担当係長、橋詰国民健康保険 担当係長、若林国民健康保険担当係長、堀内国民健康保険担当主査
6	公開・非公開等の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7	傍聴者	なし 記者 0名
8	会議録作成年月日	平成25年12月19日

協議事項等

1	開会（木藤国保年金課長）
2	あいさつ（清水健康福祉部長）
3	新委員及び新事務局職員の紹介（新たに就任した委員のみ紹介） （新事務局職員は自己紹介）
4	会長の選出 会長：広瀬委員を選出。
5	会議録署名人指名 広瀬会長から金井委員と荻原委員を会議録署名人に指名。
6	議事、報告事項 （1）上田市国民健康保険事業の概要について 事務局：上田市国民健康保険の概要について資料により説明。 （質疑応答） 委員： 特定健康診査で、平成24年度の実績は34.0%という事で、目標とだいぶ乖離がありますが、何か有効な手立てを考えていますか。 事務局： 平成26年度の実施率向上対策として予定しておりますのが、診療情報にかかる取得方法の変更を考えております。国保の未受診者を対象としたアンケートによりますと、未受診の最大の理由は「定期的に病院で受診しているから」となっています。平成23年度から診療情報提供を開始しているのですが、まだ件数は少ない状況でございます。こうした状況をふまえ、先進事例を参考に、医療機関に配布しておりました「診療情報提供票」、これはかかりつけのお医者さんのところで通常、血液検査を日常的に行っている方に対して、腹囲等、特定健診の必須項目を補っていただき、市へ報告していただく事によって、特定健診を実施したとみなす事ができる様式ですが、こちらを個人へ受診券と共に一斉送付いたしまして、受診者から医療機

関へ情報提供をお願いし、お医者さまにご相談いただいでデータをいただけるような体制を作
っていきたくて考えております。未受診者のアンケートで2番目に多いのが「健康だから」と
なっています。不調が無い為に受診しないという事ですが、こうした未受診者の意識を変更す
るため、直接訴えられる方法は何かと考え、重点地域への訪問勧奨を強化いたします。

委員： 実は私ども健保も、県の中でそれぞれ医療圏ごとに受診状況をプロットすると、この地域の
受診率が極めて低くなっています。何か根本的な原因があるのではないかと、医療機関数が少な
いという事も一つですが、なかなか今おっしゃった対策を実は上田市さんを真似して私どもも
やらせていただいているんですが、なかなか数字が伸びていかないというところがありまして
ですね、このところはですね、保険者の中でまた連携して考えていけたらいいのかなと。宜し
くお願いします。

委員： 今の特定健診の実施計画について、第1期最終年度の平成24年度の目標が65%となってい
ますが、第2期平成25年度から29年度の最終目標は60%と下げられてますが、これは国の
参酌標準が下げられたという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員： 例えば比較するような資料はありますか。長野市とか松本市とか国全体とか。何か他の地域
の資料があれば見せていただきたいと思います。

事務局： 本日はお配りしていないので、後ほどお配りいたします。

(2) 上田市国民健康保険事業の財政状況について

事務局： 上田市国民健康保険事業の財政状況について資料により説明。

(質疑応答)

委員： 7割軽減、5割軽減、2割軽減とありますが、7割軽減ということは3割払うということでは
ないか。

事務局： はい、そうです。

委員： そうすると、軽減した分というのは国から出るのですか。

事務局： 県からです。

委員： だとすると、これは誰が決めるのですか。例えば所得で基準があってこの所得だと7割軽減
とこちらで決めるのですか、申請するのですか。

事務局： 所得の申告等をきちんとしていただく事が基本です。申告がない方の軽減については保留を
させていただき、申告いただいたところで適用します。今日お配りした中に平成25年上田市
国保のしおりがございますが、2ページ一番下に国保税の軽減条件が記載してございます。
7割軽減につきましては、世帯主及び加入者の総所得金額等が33万円を超えない世帯となっ
ており、以下5割、2割軽減の基準が定められております。

委員： 収納率が90%ですか、10%の方が税を納めていないという事ですが、その方は7割軽減さ
れている場合もあるのではないですか。

事務局： そういう場合もございます。

委員： そうですね。10%の住民の中には軽減された方もいますし、あるいは軽減されてない方も
いるということですか。

事務局： そうです。ならない方もいらっしゃいます。

委員： そういった内訳の統計は出していないですか。

事務局： そうですね。今の軽減ですが、軽減される者については国保税のうち均等割額と平等割額を
軽減しています。なお、これにつきましては国の税制改正によって定められており、それを適
用しております。

(3) 国保税のあん分率の改定について

事務局： 国保税のあん分率の改定について資料により説明。

(質疑応答)

委員： あん分率は平成26年度は同じということですか。

事務局：今のところ、そのように考えております。

委員：まだわからないのですか。

事務局：そのような状況が見込まれるということです。

(4) 平成 25 年度以降の制度改正について

事務局：平成 25 年度以降の制度改正について資料により説明。

(質疑等なし)

(5) その他

事務局：(1)で質問のあった特定健診の関係について追加資料を配付し、その資料により説明。

(質疑応答)

委員：千曲市さんは健診の実施率はゆっくりと伸びていますが、特定保健指導の実施率は飛躍的に伸びていますね。それは何かあるのではないですか。

事務局：千曲市さんの特定保健指導の急激な伸びの要因としましては、特定健診の結果を保健師から直接受診していただいた方に返すという状況によるものと思われま。

委員：そんな噂を聞いたものですから。そういうやり方をしているのかどうかはわからないが、またやり方を言っているのかもわからないからこんな言い方をしたのですが、やはりそんな方法もあるのかなど。

7 閉 会 (木藤課長)